

子ども・子育て支援法施行要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の施行については、法、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)、千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例第48号。以下「条例」という。)、千葉県子ども・子育て支援法施行細則(平成27年千葉県規則第27号。以下「施行細則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利用定員)

第2条 法第31条第1項又は第43条第1項の利用定員(第27条第1項又は第29条第1項に規定する確認におけるものに限る。以下「確認定員」という。)は、原則として以下の各号に掲げる定員(以下「認可定員等」という。)と一致させることとする。

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第3条第1項又は第3項に規定する認定における利用定員

(2) 認定こども園法第17条第6項に規定する認可における利用定員

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。)に係る同法第4条第1項に規定する認可における利用定員

(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第8項又は第34条の15第5号に規定する認可における利用定員

2 前項の規定に関わらず、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(以下「1号認定こども」という。)の区分に係る確認定員については、当該施設に入所する1号認定こどもの数が、当該区分に係る認可定員等を恒常的に下回ると見込まれる場合、原則として現に入所する1号認定子どもの数までを限度として、認可定員等を下回る確認定員とすることができる。

3 第1項の規定に関わらず、新たに開設した保育園及び認定こども園(保育所又は幼稚園からの移行を除く)における確認定員については、以下の各号の要件を満たす場合に限り、開設2年目までの入所児童数に応じた確認定員を設定できるものとする。

(1) 利用定員が入所児童数の合計を下回らないこと。

(2) 利用定員を超える入所があった場合は、入所児童数に応じた利用定員の設定を行うこと。

(3) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第3号に掲げる区分にあつては、満1歳未満並びに満1歳及び満2歳の区分)に応じた利用定員をそれぞれ設定すること。

(利用定員の減少)

第3条 法第35条第2項及び第47条第2項に規定する確認定員の減少の届出は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）に入所する1号認定子ども又は法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの数が、当該特定教育・保育施設等においてそれぞれ該当する認定区分に係る認可定員等を恒常的に下回ると見込まれる場合、原則として現に入所する小学校就学前子どもの数を限度として行うこととする。

(確認の辞退)

第4条 特定教育・保育施設等は、法第36条又は法第48条の規定により確認を辞退しようとするときは、あらかじめ以下の各号について市長と協議するものとする。

(1) 認可又は認定の廃止又は休止等に伴う届出の場合は、その内容

(2) 辞退しようとする年月日

(3) 辞退する理由

(4) 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置

2 前項の協議が整った特定教育・保育施設等は、「特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）確認辞退届」（様式第1号）により届け出るものとする。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の通知)

第5条 施行細則第11条の通知書は、「特定教育保育施設・特定地域型保育事業者確認通知書」（様式第2号）とする。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の変更の通知)

第6条 施行細則第12条の通知書は、「特定教育・保育施設(特定地域型保育事業者)確認変更決定通知書」（様式第3号）とする。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の取消し、停止の通知)

第7条 施行細則第15条の通知書は、以下の各号に掲げる区分について、当該各号に定める通知書とする。

(1) 確認の取消し 「特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）確認取消通知書」（様式第4号）

(2) 確認の停止 「特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）確認停止通知書」（様式第5号）

(特定負担額)

第8条 条例附則第2条で読み替えて適用する条例第13条第3項に規定する負担額（以下「特定負担額」という。）の徴収はしないものとする。

2 保育所から認定こども園その他認可施設等に移行する場合は、移行の前日に入所する小学校就学前子どもについて、当該子どもが退園するまでの間、当該子どもの保護者から特定負担額を徴収しないよう努めるものとする。

(実費徴収)

第9条 条例第13条第4項及び条例第43条第4項に規定する負担額の徴収については、

第13条第6項及び第43条第6項に規定する同意を得た上で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 社会通念上、別途費用徴収することが相応しいと認められること。
- (2) 利用者が費用徴収に同意しなかった場合であっても、通常の保育に影響を及ぼすことのないよう十分配慮すること。
- (3) 費用徴収は、実費相当分を限度とすること。

(利用定員に係る経過措置を受ける者)

第10条 条例附則第4条に規定する「市長が別に定める者」は、平成27年3月31日において、千葉市グループ型小規模保育事業を受託している者とする。

(連携施設に関する特例)

第11条 条例第42条第6項における「市長が適当と認めるもの」は、設備や面積、職員などで受け入れ態勢が整っているものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）確認辞退届

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

団体名

代表者名

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）の確認を辞退したいので、子ども・子育て支援法第36（48）条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

施設の名称	
事業所番号	
施設の所在地	
確認辞退予定 年月日	年 月 日
確認を辞退 する理由	
現に利用して いる子どもに 対する措置	

(所在地)
(法人名)
(代表者名) 様

千葉市長

特定教育保育施設・特定地域型保育事業者確認通知書

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者であることを確認しましたので、下記のとおり通知します。

事業所名称								
事業所所在地								
確認申請日 及び確認日	年	月	日	確認開始日	年	月	日	
事業所の種類				認可(定)日	年	月	日	
法人種別 法人名								
利用定員	1号		2号		3号	0歳 1,2歳	地域枠	0歳 1,2歳

(所在地)
(法人名)
(代表者名) 様

千葉市長

特定教育・保育施設(特定地域型保育事業者)確認変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）
の確認の変更に係る申請については、以下のとおり決定したので通知します。

事業所名称									
事業所所在地									
決定内容		以下のとおり							
利用定員 ※ () 内は保育短時間認定									
変更前					変更後				
1号認定	3歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	1号認定	3歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
2号認定	3歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	2号認定	3歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
変更年月日		年 月 日							

教示

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第 年 月 日
号

(所在地)
(法人名)
(代表者名) 様

千葉市長

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）確認取消通知書

下記のとおり、特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）に係る確認を取り消したの
で通知します。

記

- 1 特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）の名称及び所在地
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
- 2 取消年月日
- 3 理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第 年 月 日
号

(所在地)
(法人名)
(代表者名) 様

千葉市長

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）確認停止通知書

下記のとおり、特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）に係る確認を停止するので通知します。

記

- 1 特定教育・保育施設（特定地域型保育事業）の名称及び所在地
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
- 2 停止期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 停止の内容
- 4 理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。